

## 水道メーター新品購入の入札にかかる共通仕様書

水道メーター新品購入にかかる1件の入札の物品は、次のとおりとする。

- 鉛基準値は給水装置の構造及び材質の基準に関する省令の一部を改正する省令(平成14年厚生労働省令第138号、平成15年4月1日施行)に基づくものとする。
  - (1) φ20mm用複箱乾式デジタルメーター (パッキン2枚付き)
- 納入する水道メーターは、特定計量器検定検査規則(平成5年10月26日通商産業省令第70号)に基づく検定に合格した日より起算して10日以内のもので、計量法(平成4年5月20日法律第51号)第72条に規定する検定証印又は計量法第96条に規定する基準適合証が付されたものでなければならない。

なお、納入する水道メーターの検定は当該納入月に実施するものとする。

- 水道メーターに使用する素材は下記のいずれかを用いるものとする。
  - ・エコブラス: メーターケース(ボディ)は、塗装無しとし、蓋のみ青色系統(旧日本 水道メーター工業会番号 JWMM00-A03)のものを用いる。
  - ・ビスマス青銅: メーターケースは、塗装無しとし、蓋のみ紫色系統(旧日本水道メーター工業会番号 JWMM00-A05)のものを用いる。
- 納品する水道メーターは、日本工業規格の新基準(JIS B 8570-1及び IIS B 8570-2)に適合したものとする。
- 納品する水道メーターは、各社修理可能で、現在使用している水道メーターと互換性の ある形状及び寸法とする。
- 納品する水道メーターは、メーターケースの上部 (計量水量の表示部) が回転しないものとする。
- 水道メーターの計量水量の積算表示について、m³の単位の表示桁数は4桁とする。
- 記号及び番号の打刻は、メーターケース及び蓋とし、生駒市水道事業が別途指定するものとする。
- 有効期間ラベルは、蓋の裏側に容易にはがれないよう貼り付けるものとする。
- 製造に関し、特許等に抵触するものがあるときは、納入者の責任において処理しなけれ ばならない。
- 納入場所は生駒市水道事業が別途指定するものとする。

- 初回の購入について、納入期限は令和6年6月18日とし、購入数は600個とする。 また、令和6年6月19日から令和7年3月31日までの間に若干数を追加発注する場合 があり、その納入時期及び購入数は、生駒市水道事業が別途指定するものとする。
- 水道メーターの納入に当たっては、慎重に取り扱わなければならない。
- 契約は一個当たりの単価契約とする。
- 契約期間は契約締結の日から令和7年3月31日までとする。